



## 1 特例対象者

対象区域内償却資産の所有者等

## 2 特例措置の対象となる資産

### (1) 対象資産（対象区域内代替償却資産）

対象区域内償却資産に代わるものとして取得した資産（以下「対象区域内代替償却資産」という。）

※ 対象区域内代替償却資産とは、原則として次の要件を満たすものをいいます。

- ・ 対象区域内償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの

※ 前年までに代替償却資産特例の適用申告をされた対象区域内償却資産については、再度代替償却資産特例の適用申告をすることはできません。

### (2) 取得期限

居住困難区域を指定する旨の公示があった日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月以内までの間に取得されたもの

### (3) 特例率

取得の翌年から4年度分に限り、課税標準額を2分の1に軽減します

（地方税法附則第56条第15項以外の条項により、課税標準の特例措置が適用される場合には、重ねて適用されます。）

## 3 提出書類

代替償却資産特例の申告に当たっては、次の書類をご提出ください。

(1) 原子力災害に係る被災代替償却資産特例申告書 -----[様式 21-⑥]

(2) 代替償却資産対照表 -----[様式 21-⑤]

(3) 居住困難区域を指定する旨の公示があった日において、対象区域内償却資産を所有していた旨を証する書類（請求書(写)、納品書(写)、誓約書等）

(4) 対象区域内償却資産が所在していたことを証する書類（平成23年度償却資産課税台帳登録事項証明書(写)等）

(5) その他

対象区域内代替償却資産の取得者が、対象区域内償却資産の所有者の相続人である場合や、合併法人である場合にも、特例の適用が認められます。この場合には次の書類を添付してください。

○相続人の場合：相続人であることを証する書類（戸籍謄本(写)等）

○合併法人の場合：合併法人であることを証する書類（登記簿謄本(写)等）

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

## 4 提出期限

対象区域内代替償却資産を取得した翌年の1月31日（償却資産申告書と併せて提出してください。）

## 5 提出先

償却資産申告書の提出先と同じです。

## 6 記載要領

(1) (申告者)住所又は所在地

申告者の住所又は所在地を記載してください。

(2) (申告者)氏名又は名称

申告者の氏名又は名称を記載してください。

なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

(3) 対象区域内代替償却資産及び対象区域内償却資産に係る所有者の氏名(名称)・住所(所在地)及び償却資産所在地を記載してください。

(4) 対象区域内代替償却資産の種類別内訳

「代替償却資産対照表」に挙げられた対象区域内代替資産の資産種類別の数量及び取得価額の合計を記載してください。

※ 必要に応じて対象区域内償却資産の所在した他市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。